平成２２年（フ）第３８１９号
札幌市豊平区平岸８条13丁目１番23―307号
債務者　渡部　牧子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８４５号
札幌市東区北32条東17丁目３番２号
債務者　菅原　礼行
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８８２号
札幌市中央区宮の森４条７丁目２番48―302号
債務者　遊佐　和美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８９２号
札幌市中央区南９条西１丁目１番28―209号
債務者　木下　昇男（旧姓金）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８９３号
札幌市中央区南９条西１丁目１番28―209号
債務者　木下美恵子（旧姓甲賀）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９５７号
札幌市西区八軒５条西11丁目１番23―104号
債務者　守屋　憲子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６号
札幌市南区澄川４条６丁目１番19号　ミズノキングハウス105号
債務者　吉永　哲也
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４号
北海道網走市駒場北１丁目７番８号
債務者　朝倉　喜章
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第３号
福島県大沼郡会津美里町字新用地217番地
債務者　本多　留美（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
福島県いわき市錦町御宝殿56番地の８、前住所福島県いわき市勿来町窪田馬場42番地の４
債務者　関根　卓男
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第９号
群馬県高崎市下小鳥町36番地３　アゼリアハウスＢ―２号
債務者　小林　和美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３号
群馬県高崎市下豊岡町1280番地１　市住１棟111号
債務者　中谷　良雄
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５８１号
新潟市東区中島２丁目１番27―903号
債務者　赤塚　哲也
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２２号
岐阜県土岐市泉町久尻772番地
債務者　仙石周一郎
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第５９０号
静岡県伊東市宇佐美645番地の６　山田住宅２―304号
債務者　中村　誠一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５９７号
静岡県御殿場市新橋1844番地の12、住民票上の住所静岡県御殿場市萩原1152番地の34
債務者　滝井　知子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
愛知県犬山市大字犬山字南古券326番地９
債務者　熊澤　律子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８号
三重県松阪市平成町27番地７
債務者　津田　保一
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
津地方裁判所松阪支部